

國民所得における歸屬利子の問題

長谷部亮一

一

歸屬利子(imputed interest)という概念は、國民所得計算においてのみ用いられる、特殊なそして新しい概念である。この新概念の導入と、それにもとづく國民所得の改訂は、その推計業務を實際に擔當しているひとびとを除いて、殆んど注目せられなかつたようである。しかも、一度びこの新しい計算方法が實務擔當者によつて採用せられるや、もはや自明の事柄として、疑念なく慣用せられているという現状にある。だが、單に計算上の問題としてばかりでなく、理論上の問題としても、この概念導入の意味及びその當否を、改めて反省し検討してみる必要があるのではなからうか。

二

歸屬利子、すなわち實際には支拂われていないが、明らかに預金者に歸屬すべき利子がある、という考え方は、どのような理由から生じたのであろうか。この新しい考え方を提案している最初の文獻、一九四七年の *Interna* の論

國民所得における歸屬利子の問題

(1) 文・Stone の論文・Shoup の著書によれば、それはもつぱら、國民所得を産業別に推計する場合の技術的な問題に、⁽²⁾ 関連をもつてゐるようである。

1 D. B. Yntema : "National Income (Originating in Financial Intermediaries," in Studies in Income and Wealth (National Bureau of Economic Research), vol. X, 1947.

この論文は、米・英・加三國における國民所得の官廳推計機關の代表者達により、相互の間の概念及び測定方法上の相違を調整しようとして行われた、一九四四年九月の會議の結論を、簡明にとりまとめた E. F. Denison の報告とも、同書第一部「商務省による國民生産物の測定における提案されたる諸變化」を構成する。Denison の報告の中の金融機關に關する諸問題が、Yntema によつて詳細に補足せられた形式になつており、従つて歸屬利子の問題は、この一九四四年の會議において發生した、とみるべきであらうか。

2 R. Stone : "Definition and Measurement of the National Income and Related Totals," Appendix in Measurement of National Income and the Construction of Social Accounts (Report of the Sub-Committee on National Income Statistics of the League of Nations Committee of Statistical Experts), 1947.

なぞ、Stone は、前註に述べた會議における英國側の代表である。

3 C. S. Shoup : Principles of National Income Analysis, 1947. 永田清・高橋長太郎共譯「國民所得分析の原理」

國民所得計算に關係のあるすべての取引が、第一表に示すように、四つの部門にまとめ上げられ、それ以外は全く考慮する必要がない、という簡單な例によつて考えてみよう。いま、要素支拂 (factor payment) 法により、しかも産業別に國民所得を求めようとするならば、A 産業・B 産業及び銀行のおおのにつき、勞働用役と資本用役とに對する報酬支拂 (留保を含む) を合計しなければならぬ。しかしながら一般に、地代・家賃・利子及び利潤などの財産所得が、一企業から他の企業へ支拂われている場合、受取る方の企業では、更にその企業における要素支拂にこれを充當してゐるであろうから、すべての企業における支拂地代・支拂家賃・支拂利子・配當及び留保利潤を合計す

(第一表)

A 産業

| 收 入 | | 支 出 | |
|----------------|-----|---------------|-----|
| 販 賣 代 金 (B より) | 350 | 購 入 代 金 (B へ) | 31 |
| 預 金 利 子 (銀行より) | 2 | 貸 銀 (個人へ) | 300 |
| | | 利 子 (銀行へ) | 6 |
| | | 〃 (個人へ) | 4 |
| | | 配 當 (個人へ) | 9 |
| | | 留 保 利 潤 | 2 |
| 合 計 | 352 | 合 計 | 352 |

B 産業

| 收 入 | | 支 出 | |
|----------------|-----|---------------|-----|
| 販 賣 代 金 (A より) | 31 | 購 入 代 金 (A へ) | 350 |
| 〃 (銀行より) | 4 | 貸 銀 (個人へ) | 347 |
| 〃 (個人より) | 700 | 利 子 (銀行へ) | 14 |
| 預 金 利 子 (銀行より) | 1 | 〃 (個人へ) | 11 |
| | | 配 當 (銀行へ) | 2 |
| | | 〃 (個人へ) | 8 |
| | | 留 保 利 潤 | 4 |
| 合 計 | 736 | 合 計 | 736 |

銀 行

| 收 入 | | 支 出 | |
|----------------|----|---------------|----|
| 貸 付 利 子 (A より) | 6 | 購 入 代 金 (B へ) | 4 |
| 〃 (B より) | 14 | 貸 銀 (個人へ) | 7 |
| 配 當 (B より) | 2 | 預 金 利 子 (A へ) | 2 |
| 手 數 料 (個人より) | 2 | 〃 (B へ) | 1 |
| | | 〃 (個人へ) | 2 |
| | | 配 當 (個人へ) | 7 |
| | | 留 保 利 潤 | 1 |
| 合 計 | 24 | 合 計 | 24 |

國民所得における歸屬利子の問題

| 個 人 | | | 支 出 | | |
|-----|----------|-----|-----|----------|------|
| 收 入 | | | 支 出 | | |
| 賃 | 銀 (A より) | 300 | 消 | 費 (B へ) | 700 |
| " | " (B より) | 347 | " | " (銀行 へ) | 2 |
| " | " (銀行より) | 7 | 貯 | 蓄 | (-)7 |
| 利 | 子 (A より) | 4 | | | |
| " | " (B より) | 11 | | | |
| " | " (銀行より) | 2 | | | |
| 配 | 當 (A より) | 9 | | | |
| " | " (B より) | 8 | | | |
| " | " (銀行より) | 7 | | | |
| 合 | 計 | 695 | 合 | 計 | 695 |

るならば、結果は明らかに二重計算となる。この二重計算を避けるためには、例えば利子については、支拂利子から受取利子をマイナスして、いわゆる支拂純利子で考える必要がある。Shoup は、これを利子に關する一般準則と呼んでいる。⁽⁶⁾このことは、國民所得に算入さるべき財産所得が、個人によつて受取られるものと、未分配利潤として企業内に留保されるものだけであることを意味する。この利子に關する一般準則、あるいは財産所得に關する一般準則は、いうまでもなく、すべての企業について適用されねばならない。従つて、受取利子が支拂利子よりも大なる企業においては、當然に要素支拂としての純利子の値がマイナスとなり、そのマイナスの程度が大きければ、他の要素支拂額を相殺して、全體としてもなおマイナスとなることすら考えられよう。いまの例では、銀行における要素支拂の純額は、賃銀七・利子マイナス一五（すなわち支拂利子の合計五から受取利子の二〇を差引いた残額）・配當五（すなわち配當支出七から配當收入二を差引いた残額）及び留保利潤一となり、總合計は結局マイナス二にすぎない。一般に金融業においては、貸付利子の合計が預金利子の合計より遙かに大きく、

従つて支拂純利子はかなりに大きなマイナスの値を示すのが普通であつて、要素支拂總額も又通常マイナスか、あるいは非常に小さくなるであらう。このような、金融業がマイナスもしくはそれに近い附加價值生産しか行つていないという結果は、明らかに非現實的であり、不合理である。⁽⁶⁾これが、歸屬利子という新概念を生ぜしめる第一の原因なのである。

4 Stone の設例による。(cf. Stone : op. cit., pp. 88—99) たゞし Stone の勘定体系では、企業について、operating account と appropriation account とを分割し、かつ最初から歸屬利子に關係のある収入・支出を含めてゐるが、ここでは説明の便宜のために、實際に行われた収入・支出と、企業留保及び個人貯蓄を、單純な勘定形式の中にとりまとめたのである。又 Stone においては、銀行以外の企業を、productive enterprises という名稱で一つの勘定としてゐるが、ここでは次節で行う他の説明との關係から、A・B二つの部門に分け、取引を適宜分割するという加工を施した。AとBを一括すれば、収入欄は販賣代金(銀行より)四・同(個人より)七〇〇・預金利子(銀行より)三、合計七〇七、支出欄は賃銀(個人へ)六四七・利子(銀行へ)二〇・同(個人へ)一五・配當(銀行へ)二・同(個人へ)一七・留保利潤六、合計七〇七となるであらうが、これは Stone の productive enterprises において、歸屬利子關係の受拂いを省略したものに等しい。

5 シャップ、邦譯前掲書、一四〇—一頁、一八三頁。

6 Yntema : op. cit., pp. 23—24, p. 38.

Stone : op. cit., p. 40, pp. 89—90.

シャップ、前掲書、一八三頁。

この不合理を是正するために、從來一つの假定が、金融業の取扱いについて考えられていた。それは、財産所得の收納について、金融業を個人の總體 (aggregates of individuals) とみなし、この部門における要素支拂の算定では、企業利潤以外の財産所得支拂を考慮に入れなことにするのである。しかしこの假定による推計には、實際問題として一つの重大な難點が残される。それは、産業部門毎に計算された支拂純利子項目の合計が、本當の意味での個

人によつて受取られた利子を示さない、従つてその意味において、國民所得が過大に評價される危険があり、又國民所得中の利子所得割合などをみる場合には、改めて個人利子所得を計算しなければならぬ、ということである。事實米國などにおいて、この aggregates of individuals の假定の下に、通常行われていた方法では、更に利子を長期債務に關するものと、短期債務に關するものとに分割し、前者のみが個人に支拂われ、後者はすべて他の企業へ渡される、というもう一つの假定が附加されていたのであり、金融業以外の産業における支拂利子から、短期債務の利子と、當該企業保有の政府長期債務の利子を控除する、という處置をとることによつて、前記の難點が補われていたのであつた。だがこの附加的な假定は、國民所得全體に關してのみならず、その産業構成並びに分配構成においても、極めて恣意的な要素を導入したことになる、という非難を免れがたい。かくて、歸屬利子の概念を生ぜしめる第一の原因は、aggregates of individuals 法につきまとう恣意性ということであつた。⁽⁷⁾

7 Yntema : op. cit., pp. 24—25, pp. 27—28, pp. 38—40.

Stone : op. cit., p. 90.

シャップ、前掲書、一四二—五頁、一八四—五頁、四四二頁。

要するに、財産所得の取扱いに關する手續きを、すべての産業において統一し、しかも金融部門に不合理な結果を生ぜしめず、かつ個人が實際に受取る利子を、恣意的な假定なしに、各産業の利子項目の合計として直ちに導出しよう、これらの問題を一舉に解決するために、歸屬利子ということが考えられるに至つたのである。

さて、新しい方法を提案する論者は、次のように考える。銀行は預金者に對して、預金の投資・通貨の管理・小切手の清算・諸勘定の轉記などのサービスを提供している。これらのサービスについて何らの料金をも要求しないのは、預金者の資金を運用して得た貸付利子及び配當などの總収益の一部を、預金者へ渡さずに、無償サービスの代金

としてとつておくことを、預金者が黙認しているからである。換言すれば、銀行はたとえ投資収益の全額を預金者へ手渡したとしても、直ちにその一部を前記のごときサービスの料金として、再び納入してもらわなければならぬのであるから、豫めその支出・収納を相殺し、残額だけを預金者へ支拂うことによつて、現金取引を有効に省略しているのである。この利子支拂・サービス販賣という兩取引は、通常の企業取引と全く同じ性質のものであり、ただそれが相殺され短縮されたにすぎないのであるから、實際の受拂いがないにしても、取引そのものの實在を無視してはならない。従つて國民所得の計算においては、この相殺取引を明白にあらわし、あたかも投資總収益が預金者へ支拂われたかのように、又サービス料金が預金者から支拂われたかのように取扱う必要がある。かくして、銀行から預金者へ現實に支拂われている預金利子の他に、預者金に歸屬し直ちに銀行へ還流するところの利子も、要素支拂の一項目として考えられることになり、これを歸屬利子(imputed interest)と名付けるのである。⁽⁸⁾

8 Yntema : op. cit., pp. 25—26, pp. 27—28, pp. 37—38.

Stone : op. cit., pp. 40—41, pp. 66—67.

シャップ、前掲書、五六頁、一八二—四頁。

以上でもつぱら、銀行の場合のみに限つて説明を行つたが、歸屬利子及びこれに見合うところの歸屬サービスが発生するのは、他から預けられた資金を投資して得た財産所得の一部もしくは全部が、預けた人に實際に手渡されないすべての場合においてである。銀行・その他の金融機關及び生命保險會社などについて、歸屬利子の取扱いに若干の相違がみられるのであるが、受取利子配當と預托者への實際の支拂との差額、というその基本的な考え方には何ら變りはない。(cf. Yntema : op. cit., pp. 43—50.) 従つて、この新しい考え方のもつ意味と、國民所得計算上の重要な諸問題は、銀行の場合だけを對象とすることによつても、充分に明らかにしうるであらう。以下、銀行以外の金融機關についての説明は、これを省略する。

この歸屬利子は、金融業への預金者が個人と企業とであるために、個人に歸屬するものと、企業に歸屬するものと

に分かれ、それらはおのおの、個人が金融業から購入するサービスと、企業が金融業から購入するサービスとに見合う。一般に企業が販賣する財貨・サービスのうち、個人に引渡されるものは最終生産物であり、企業に引渡されるものは中間生産物であつて、後者は二重計算を防止するため常に控除されるから、國民所得への附加は當然に前者のみということになる。⁹⁾前に用いた例について、歸屬利子を計算すると、銀行の貸付利子二〇プラス配當二マイナス預金利子五、すなわち一七となり、これがそれぞれ企業へ九(A産業六・B産業三)、個人へ八歸屬するとすれば、¹⁰⁾第一表のバランスは第二表のように書き改められるであろう。要素支拂法によつて産業別國民所得を求めると、銀行では、貸銀七・利子二(五プラス一七マイナス二〇)・配當五(七マイナス二)・留保利潤一となり、合計一五、同様にしてA産業では、貸銀三〇〇・利子二(一〇マイナス二マイナス六)・配當九・留保利潤二で、合計三二三、B産業では貸銀三四七・利子二(二五マイナス一マイナス三)・配當一〇・留保利潤四で、合計三八二となる。又利子項目の合計は、A産業二・B産業二一・銀行二で二五となり、それは個人の受取る貨幣利子一七と

(第 二 表)
A 産 業

| 收 入 | | 支 出 | |
|---------------|-----|-------------------|-----|
| 販 賣 | 350 | 商 品 購 入 | 31 |
| 受 取 利 子 [貨 幣] | 2 | 金 融 用 役 購 入 [歸 屬] | 6 |
| " " [歸 屬] | 6 | 貸 銀 | 300 |
| | | 支 拂 利 子 | 10 |
| | | 配 當 | 9 |
| | | 留 保 利 潤 | 2 |
| 合 計 | 358 | 合 計 | 358 |

B 産 業

| 收 入 | | 支 出 | |
|---------------|-----|-------------------|-----|
| 販 賣 | 735 | 商 品 購 入 | 350 |
| 受 取 利 子 [貨 幣] | 1 | 金 融 用 役 購 入 [歸 屬] | 3 |
| 〃 〃 [歸 屬] | 3 | 貸 銀 | 347 |
| | | 支 拂 利 子 | 25 |
| | | 配 當 | 10 |
| | | 留 保 利 潤 | 4 |
| 合 計 | 739 | 合 計 | 739 |

國民所得における娯屬利子の問題

| 銀 行 | | 支 出 | |
|-------------|----|---------------|----|
| 受 取 利 子 | 20 | 商 品 購 入 | 4 |
| 配 當 | 2 | 貸 銀 | 7 |
| 手 數 料 [貨 幣] | 2 | 支 拂 利 子 [貨 幣] | 5 |
| 〃 〃 [歸 屬] | 17 | 〃 〃 [歸 屬] | 17 |
| | | 配 當 | 7 |
| | | 留 保 利 潤 | 1 |
| 合 計 | 41 | 合 計 | 41 |

| 個 人 | | 支 出 | |
|-----------|-----|-----------|-------|
| 貸 銀 | 654 | 消 費 [貨 幣] | 702 |
| 利 子 [貨 幣] | 17 | 〃 〃 [歸 屬] | 8 |
| 〃 〃 [歸 屬] | 8 | 貯 蓄 | (-) 7 |
| 配 當 | 24 | | |
| 合 計 | 703 | 合 計 | 703 |

歸屬利八の合計に等しく、銀行の附加價值一五は、銀行における貸銀と利潤の合計に相當する。従つてこの計算では、財産所得に關する一般準則をすべての産業に適用しつつ、しかもなお金融部門に何らの不都合をも生ぜしめず、かつ利子支拂を長期債務に關するものと、短期債務に關するものとに分割するという操作に頼ることなく、利子項目の産業合計は、そのまま直ちに、純粹に個人によつて受取られる利子所得を示すのである。

9 Yntema : op. cit., p. 26.

Stone : op. cit., p. 41.

シャップ、前掲書、一八三—四頁。

正確に言えば、歸屬利子は個人と企業と政府とに分割される。政府に歸屬する分の取扱いは、政府の提供するサービスの評價と、いうことに關連して、複雑な問題を與えるであろう。ここでは議論の紛糾を避けるために、これを省略する。

10 この歸屬利子總額の、個人と企業への分割、あるいは諸産業間の分割については、それら預金者の預金額割合による按分という近似計算が行われる。(cf. Yntema : op. cit., pp. 41—43.)

ここで一七の歸屬利子を、企業九・個人八に分割したのは、Stoneの數字をそのまま用いただけであり、又A産業六・B産業三に分割したのは、おのおのの産業における預金利子に比例させて、二對一に分けるといふ便宜的な手段によつたものであり、別に深い根據はない。

以上に述べた國民所得推計の各方法を、その計算結果について對比すれば、第三表のようになるであろう。A産業とB産業を一括して「他の企業」とし、そこにおける短期債務の利子支拂額と、そこにおいて受取られた政府の長期債務利子の合計を、假りに x としておこう。國民所得總額における各方法の相違は、(1)より個人の歸屬利子をマイナスすれば(2)に等しく、又(1)に企業の歸屬利子をプラスすれば(3)に等しく、他の企業の全受取利子(歸屬利子を含む)と前記の x との差を(1)にプラスすれば、(4)に等しくなるというように解することができるであろう。従つて、もしも(1)が正當な評價方法であるならば、(2)及び(3)の方法では、それぞれの歸屬利子分に相當するところの、過小評價と過大

(第 三 表)

| 推計方法の相違 | 國民所得總額 | 産業構成 | | 分配分構成 | | |
|---|--------|------|-------|-------|------|----|
| | | 銀行 | 他の企業 | 貸銀 | 利子 | 利潤 |
| (1) 歸屬利子を考える方法 歸屬利子を考えず、かつ 金融業を | 710 | 15 | 695 | 654 | 25 | 31 |
| (2) 他の産業と同様に取扱う 方法..... | 702 | -2 | 704 | 654 | 17 | 31 |
| (3) 個人の總体として取扱う 方法..... | 719 | 15 | 704 | 654 | 32 | 33 |
| (4) 個人の總体として取扱 い、かつ債務を長期と短期 とに分割する方法..... | 722-x | 157 | 707-x | 654 | 35-x | 33 |

國民所得における歸屬利子の問題

評價とが行われていることになり、又他の企業の全受取利子と前記の x とが等しいという偶然の機会においてのみ、それ迄米國において採用されてきた(4)の方法が、新しく提案された(1)の方法と、結果的に同じことになるのである。その外、産業構成の面においても、分配分構成の面においても、いろいろな差異を齎らすことは、表に示された結果のとおりである。⁽¹¹⁾

11 産業構成における相違は、AとBとに分割して示す必要がある。それは、後出第五表において、産業別生産國民所得に關する各種の推計方法を比較しながら、一覽的に示すことにする。

金融業を個人の總体として考える場合に、然らざる場合よりも利潤項目が大となるのは、前者において銀行の要素支拂額を、貸銀と配當及び留保利潤の合計とし、配當に關して支出マイナス受取という純配當の形式を採らないからである。純配當の形式で計算をしないのは、いう迄もなく、財産所得の收納について銀行を企業としては考えない、という假定よりする當然の歸結である。

三

歸屬利子が實際に國民所得計算の中に加えられたのは、米國では一九四七年の商務省推計における大改訂⁽¹²⁾以後であり、わが國では、昭和二十四年分配國民所得の第二次推計⁽¹³⁾以來のことである。⁽¹⁴⁾戦後における

わが國の國民所得は、衆知のように分配さるべき部分による推計という方式を採つており、勤勞所得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得・法人所得・官公事業剰余等・海外よりの純所得という七大項目から成つてゐるが、歸屬利子を導入することによつて變化したのは、このうち個人利子所得のみであつて、國民所得總額に對する影響は、相對的にいつて極めて小さいものであつたともいえる。また、個人によつて實際に受取られた所得であるところの個人所得も、從來のものよりも歸屬利子（個人分）だけ大きくなり、従つて又可處分所得も、消費支出額も、それだけ大きくなるという結果を生ずるが、それらの變化はいずれも、歸屬利子の個人受取分を別に計算しておいて、それをそれぞれの個所に附加するという單純な操作をもつて足り、このことによつて他の部分の推計方法までが變化するということは全くないのであつて、その意味においては必ずしも重大な問題ではないともいえよう。⁽¹⁵⁾ しかしながら、國民所得を産業別に把握する場合には、歸屬利子に關する處理如何が推計手續に與える影響は、極めて廣範圍であり、かつ所得の産業構成比率もかなり變化せざるをえないのである。

12 商務省推計における重要な變化を一覽的に示したものとすれば、例えば、註1に觸れた Denison の "Report on Tripartite Discussions of National Income Measurement" の 5. Changes in Department of Commerce Concepts (pp. 20—21) を参照。

13 經濟安定本部の推計による昭和二十四年分配國民所得は、二十五年五月にその第一次推計が、翌二十六年三月、その第二次推計が發表されている。第二次推計は、ワシントン大學のヒューバー博士の批判と、その後の新しい資料にもとづいて、第一次推計を改算したものであるが、個人利子所得についてはヒューバー博士の指摘があつたわけではなく、第一次推計の一四一億圓（貨幣利子のみ）が、いわゆるヒューバー試算にもそのまま用いられており、安定本部が他の諸項目を改算するに際して、前記の貨幣利子は一三七億圓に改められ、新たに歸屬利子三四億圓が附加されたのである。（經濟審議廳「國民所得資料月報」第三一號中における、第八回アジャ極東經濟委員會『日本における國民所得および支出の推計方法（案）』による）

14 一九四八年に出版された、各國の國民所得統計に關する國連統計局の報告書では、銀行及びその他の金融機關によつて提供されるサービスの取り扱いについて、諸國間に非常な相違のあることを述べ、結局、カナダ、米國及びプエルト・リコにおいて

は金融業から無償で提供されるサービスを預金者へ歸屬せしめては、多くの國々では、これを預金者よりもむしろ借り手の方に歸屬せしめるか、もしくは無視している、といつてゐる。(Statistical Office of the United Nations: National Income Statistics of Various Countries 1938—1947, pp. 18—22.) 最近の状況については、資料が手元ないので不明である。

我が國の内部における地域別國民所得(都道府縣民所得として、地方行政アロツクによつて調査されているもの)の推計においては、二十五年もしくは二十五年に關する推計以來、次第に歸屬利子を考慮するものが多くなつてきている。試みに筆者が、各地方の二十六年もしくは二十六年度の推計報告を調べてみると、これをとり入れているところは、青森・宮城・秋田・千葉・山梨・廣島・佐賀・長崎・大分・鹿兒島などの各縣であり、北海道・岩手・栃木・東京・神奈川・新潟・富山・石川・長野・静岡・兵庫・奈良・和歌山などでは、これを計算に含めていない。このうち、新潟縣と和歌山縣とは理論上問題があるとし、富山縣は資料上困難として、除外の理由を明らかにしている。

15 わが國の國民所得計算の中にとり入れられている歸屬利子の個人分について、最近の數値を示せば第四表のようになる。(經濟審議廳調査部國民所得課編「日本經濟と國民所得」二五九頁による) いま試みに、分配國民所得・個人所得・可處分所得・個人消費支出及び個人利子所得中において、この額の占める比率を計算すれば、同表各欄に示すとおりである。

産業別生産國民所得の推計は一般に、總生産額から所得率によつて純生産額を求める、という物的方法で行われるが、いわゆるサービス部門については、その産業の性質よりして、この方式を適用しえないために、通常一經營當りの

國民所得における歸屬利子の問題

(第 四 表)

| | 歸屬利子 (百万圓) | 比 率 (%) | | | | |
|-------|---------------|---------|------|-------|------|--------|
| | | 國民所得 | 個人所得 | 可處分所得 | 消費支出 | 個人利子所得 |
| 2 5 年 | 22,311 | 0.7 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 54.5 |
| 2 6 年 | 26,700 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 51.6 |
| 2 7 年 | 27,450 | 0.5 | 0.6 | 0.6 | 0.8 | 36.9 |

純収入を求め、これに經營總數を乗ずるといふ人的方法が併用される。しかし金融業部門においては更に、その収入の大部分を占める金利収入が、既に他の産業部門における純生産物の中に含まれているので、他のサービス部門とも異なつた取扱いをする必要があるのではないか、という問題を生ずる。その具體例を調べてみると、例えば我が國の昭和五年における國民所得調査では、金利以外の収入額より、この収入のために要した光熱及び交通費を控除し、これに金利關係事務に要した人件費を加えて、金融業の一經營當り純収益を計算している。⁽¹⁶⁾ 又、戦後經濟安定本部が、縣民所得の推計方法に關する試案を提示した際に、産業別生産縣民所得の金融業部門については、サービス収入を源泉とする人件費及び利潤のみを計上し、金利収入を源泉とするものは、これを除外すべきであるといつて⁽¹⁷⁾いる。勿論、これらは歸屬利子を考慮しない立場であり、もし歸屬利子の概念を導入すれば、金融業部門では歸屬サービスを生産しているのであるから、金利収入を特に除外する理由はなく、總収入から經費をマイナスするという、普通のサービス部門の取扱いと全く同一にならう。だがその場合、注意しなければならないことは、企業の受けとる歸屬サービスは、前に觸れたように中間生産物として考えられるから、歸屬利子の企業分を産業別に求め、これをそれぞれの産業における純生産額からマイナスするか、あるいは所得率の計算において、歸屬利子を控除すべき經費項目の中に入れなければならなくなる、ということである。すなわち、歸屬利子概念の導入は、いまままで常識的に是認せられてきた物的方法そのものに對しても、一つの改訂を要求することになるのである。

16 内閣統計局「昭和五年國民所得調査報告」、四七頁、附錄四頁。同じ方法は昭和十年の推計においても採用されている。總理廳統計局編「昭和十年における我國富及び國民所得額」、四四―四五頁。

人件費と經費を、金利収入に關するものとそれ以外の収入に關するものとに分割するには、各収入の總収入中に占める割合によつて按分するのである。(前掲「昭和五年調査報告」四七頁參照)

17 經濟審議廳「國民所得資料月報」第四六號中に集録されている、「縣民所得推計試案」(二十四年三月)の、「産業別生産縣

民所得の概念とその推計方法』の項を参照。(「資料月報」一一〇—一二頁)

サービス収入を源泉とする人件費及び利潤は、總収入に對するサービス収入の割合によつて求める。

前節で用いた例によつて説明しよう。A産業において、總生産三五〇・控除すべき経費三一・純生産三一九というのは、通常の物的方法による計算であるが、それは明らかに歸屬利子を考へぬ立場である。歸屬利子を考へるならば、控除すべき経費は三七となり、従つて純生産は三一三とならなければならない。これを銀行についていうならば、歸屬利子を計算に入れる場合は、總生産一九(手数料の合計)・控除経費四・純生産一五であり、歸屬利子を考慮せぬならば、總生産二(貨幣手數料)・控除経費四・純生産マイナス二となるであろう。⁽¹⁸⁾ 既述の昭和五年の方法、及び縣民所得の方法では、いずれもこれらと違つた結果を生ずる。⁽¹⁹⁾ 歸屬利子を考へぬ場合、金利は確かに他の産業部門における純生産額の中に含まれているから、二重計算を避けるためには、これを除外するのが勿論正當であろう。しかし金利収入のために物的経費がかけられてあるならば、金利全體を純生産額の中へ含ましめることは、妥當ではあるまい。又、金利に關する人件費を特別に加算する昭和五年の方法は、その純價值が金利に關する人件費に相當するところの、無償サービスの存在を前提としなければならない。同時にその無償サービスが、全部個人によつて受けとられているという假定が必要である。現在、經濟審議廳によつて公表されている産業別國民所得は、歸屬利子の入つてゐる分配國民所得を産業別に組替えたものであるが、⁽²⁰⁾ それは純生産による計算結果とも異なり、又要素支拂法による計算結果とも異なるような、産業別の所得が算出されることにならう。⁽²¹⁾ もしも、第一次・第二次産業を物的方法により推計し、第三次産業だけを、この産業組替へ結果で代用するという方法が採られるならば、⁽²²⁾ 以上に述べてきた各種の相違點が、より一層複雑に混合されることになる。又、通常の物的方法をそのまま生かしながら、國民所得の總額について、歸屬利子を考慮する立場と同じ結果を得ようとするならば、金融業部門においては、歸屬利子の個人分を

別個に加算しなければならぬであろうし、既に歸屬利子を考ふる立場を採りながら、各産業において企業の歸屬利子を控除しないならば、それらを一括して金融業で控除しなければならぬであろうが、⁽²³⁾ そのような便法を行うときは、金融業部門の所得が、そこで支拂われている人件費よりも少ないというようなことが、當然に起りうるであろう。

18 この結果は、要素支拂法によつて、しかも財産所得に關する一般準則を適用したそれぞれの場合と、全く同じである。第三表と第五表を比較されたい。

19 昭和五年の調査における方法で計算すれば、次のようになる。

金利収入という項目に、貸付利子と配當収入を含めるならば、總收入中において占める金利収入とそれ以外の収入との比率は、一一對一である。従つて、金利以外の収入は二、これから控除すべき経費は、總經費四に(112)を乗じたもの、又金利収入に關する人件費は、七に(112)を乗じたものとなる。それ故、銀行の所得は $\frac{1}{8} \times 2$ である。もしも、金利収入をもつて貸付利子とのみ解するならば、右と同様の計算形式により、結果は $\frac{1}{9} \times 6$ となる。

生産縣民所得の方法によれば、次のようになる。

人件費と利潤の合計一五に、サービス収入割合(112)を乗ずる。結果は $\frac{1}{4} \times 4$ となる。しかしながら生産縣民所得推計の実際においては、必ずしもこの方式が採用されているわけではない。例えば、分配所得の推計による勤勞所得・個人業主所得・法人所得に、借入資本利子・營業用借用地家賃を加える方法(二十七年青森縣)、あるいは受入利子プラス手数料収入マイナス支拂利子に對する、手数料収入の比を求め、これを人件費と利潤の合計に乗ずる方法(二十七年福井縣)、又人件費と利潤につき、企業を對象とするものと家計を對象とするものとに分け、企業を對象とするものに前記の手数料収入率を乗じ、家計を對象とするものについては、全額を計上するという方法(二十七年秋田縣)、等々がある。そのいずれもが、歸屬利子を考ふる立場とも、これを排除する立場とも異なるような獨特な方法であると同時に、又それぞれが意味的にも結果的にも相違しており、正に方法上の混亂状態といふべきであらう。

20 經濟審議廳「日本經濟と國民所得」、第二『産業別國民所得』參照。

21 分配國民所得を組替える具体的な操作で、ここに關係のあるもののみを挙げれば、次のとおりである。勤勞所得は産業部門別

22 經濟審議廳「國民所得資料月報」第四三號において、試算さ

に求められているので、それをそのまま用いる。個人利子所得は、全國銀行における産業別貸出残高の比によつて按分する。法人所得は、國稅統計の會社表における各産業の利益金額の比によつて按分する。(前掲「日本經濟と國民所得」四一頁)

従つてこの方法では、いわゆる支拂純利子もしくは支拂純配當の計算が、かなり歪められてしまふことになる。

いまこの方法を利用して計算してみると、個人利子所得二五を貸付利子の割合でAとBに按分して、A産業7.5・B産業17.5とし法人所得の合計三一を利益金額の比で按分して、A産業10.3・B産業13.2・銀行7.5とすれば、結果は第五表(5)のようになるであらう。

國民所得における歸屬利子の問題

(第 五 表)

| 推計方法上の相違 | 國民所得總額 | 産業構成 | | | 備考 |
|--|-------------------|-----------|-----------|-----------------|-------------|
| | | A産業 | B産業 | 銀行 | |
| (1) 歸屬利子を考える方法…… | 710 | 313 | 382 | 55 | 註(18)参照 |
| (2) 通常の物的方法で一貫する方法…… | 702 | 319 | 385 | -2 | 同上 |
| (3) 昭和五年國民所得調査の方法…… | $712\frac{1}{12}$ | 319 | 385 | $8\frac{1}{12}$ | 註(19)参照 |
| (4) 生産縣民所得推計試案の方法…… | $705\frac{1}{4}$ | 319 | 385 | $1\frac{1}{4}$ | 同上 |
| (5) 分配所得の産業組替による方法…… | 710 | 317.8 | 377.7 | 14.5 | 註(21)参照 |
| (6) Aを物的方法で、B及び銀行に(5)を利用する方法…… | 711.2 | 319 | 377.7 | 14.5 | 註(22)参照 |
| (7) 歸屬利子を入れながら、A及びBから歸屬利子を控除せぬ方法…… | 710 | 319 | 385 | 6 | 註(23)参照 |
| (8) 第三表の(3)の方法…… | 719 | 319 | 385 | 15 | |
| (9) 第三表の(4)の方法…… | $719-x$ | $319-x_A$ | $385-x_B$ | 15 | $x=x_A+x_B$ |
| (10) 歸屬利子による購入を、すべて預金者の營業經費として控除する方法…… | 702 | 313 | 382 | 7 | 註(26)参照 |
| (11) 各産業で個人へ實際に支拂つたもの及び企業留保を集計する方法…… | 702 | 315 | 370 | 17 | |

れている生産國民所得の基本的な性格は、このようなものと解せられる。

23 そのいずれの場合も、結果は第五表(7)のようになる。

以上に述べた各種の推計方法によつて、前節の設例から、國民所得の總額とその産業別構成を計算し、これを一覽的に表示したものが、前頁の第五表である。同表中にあらわれている各方法間の甚だしい相違は、いままでいろいろな假定の下に、あるいは極めて不注意に、とり扱われていたところの、金融業における純生産とは何かという問題に、重要な反省の契機を興えるものである。同時に又、歸屬利子の考え方を、生産國民所得計算の場までに一貫せしめてゆくならば、當然に所得率の計算方法が變らねばならぬということは、この問題が廣く一般的に、純生産額というものに對する理論的な規定について、より深い吟味の必要性を内包することに他ならない。

四

歸屬利子という新概念の採用・不採用は、結局において、金融機關の受取る投資収益を、資金用役の純價值とみるか、資金用役の純價值に金融サービス費用が附加されたものとみるか、にかかるとであろう。あるいは、假りに預金者が歸屬金融サービスに支拂をするものとしても、それを所得支出とみるか、經費支出とみるかにかかるとであろう。新しい立場は、あたかも預金者が、銀行の仲介によつて自ら投資を行い、貸付利子を一たん手元に收め、従つてこれを資金用役の對價として發生した所得と考え、しかる後に、仲介の報酬として、銀行の利潤及び貸銀という別個の所得を支拂つてでもいるかのように取扱ひ、この貸付利子と預金利子の差であるところの仲介料をば、貸付利子を獲得するためには要した經費とは考えないのである。このような假定が許容せられるための根據は、現實に預金者が、預金利子を受取つてゐる外に、銀行から何らかの無償のサービスを受けているということである。

確かに預金者は、現金を所持することにもなる紛失・盗難・火災その他の危険を免れ、現金を運搬することの手数と、その受拂いに關する煩雜さを避けることもでき、同時に又取引における信用と保證とを獲得していることになる。このために銀行は、帳簿・預金通帳・傳票・小切手帳などを消耗し、かつ多くの銀行員を働かせねばならない。従つて、預金者がこれに對して何らの料金をも支拂わないのは、本來もつと多額であるべき預金利子を、現實のように僅かしか受取つていないからではないか、と推論することも一應妥當と思われる。しかし更に進んで、この無償サービスの價値が、投資収益と預金利子の差額に等しいと推論するためには、投資収益の全額が預金者に手渡さるべきものなのだ、という別個の理由づけを必要とする。けれども、銀行の投資資金のすべてが、預金によつてのみ賄われるわけではないから、その理由づけは極めて困難とならう。すなわち、預金者が自らの資金を投資するという考えからすれば、借り手に對する銀行用役も、廣い意味で預金者に對する用役の中に含まれるであらうが、銀行によつて預金以外の資金が投資せられている場合は、借り手に對する用役の少なくとも一部分は、いかなる意味においても、預金者に對する用役中に含めることができない。しかし問題は、もともと銀行を預金者の單なる投資仲介者、もしくは投資代行者として性格づけることの當否にある。各種の資金を集結せしめること、そしてそれを各種の投資方向へ配分し、その成果についての責任を負うこと、これらの組織的な運営は、果して個々の預金者の投資活動にまで分解されうるものであらうか、又分解して考えることが現實に妥當であらうか。勿論、預金者の實感には、預金ということに直接に關連する事柄のみが問題となり、おそらく自己の預け入れた資金と、銀行の投資活動及びその収益とを結びつけて考えてはいないであらう。のみならず、個人としての預金者のうける歸屬サービスは、消費として處理されているのであるが、日常の生活における消費と同じ意味で考えるならば、狭い意味で預金そのもの關して與えられるサービスは、實際に消費として享受されるかもしれないが、借り手に對するサービスが、預金者にとつて

果して消費と考えられるであろうか。⁽²⁴⁾むしろ、假りに預金者自らが投資するものと想定しても、借り手に對して與えねばならないサービス、すなわちそのために要する人件費や物的經費などは、貸付利子の獲得に必要な費用として考へるべきであり、この費用と純資金用役との合計が、借り手から利子として支拂われるとみることこそ、より現實的な接近といふべきではなからうか。それ故に、銀行が預金者に提供している無償サービスの價額は、投資収益と預金利子の差に相當するのではなく、その一部にすぎないと考へる方が、むしろ現實的に無理のない規定のように思われるのである。

24 例え、日本では、各預金者のために銀行が與えている小切手使用その他の便宜は、銀行によつてなされるサービスの極めて小さな部分でしかない。銀行業務のサービスの大部分は、借入人または、貸付人としての役割を果す業務となつてゐる」といふ見解もある。(第八回アジア極東經濟委員會「日本における國民所得および支出の推計方法案」)、「國民所得資料月報」第三一號、七三頁)又、Statistical Office of the United Nations: National Income Statistics 1938—1947 によれば、カナダにおいては、「カナダの商業銀行の收支一覽表の分析は、特定の料金なしに提供されるサービスが、借り手よりもむしろ、グループとしての預金者を利用するという結論に當達した。これらの無料サービスは従つて、預金者へ歸屬される」(P. 10)と。その結論はいかにともあれ、銀行サービスを、預金者に對するものと借り手に對するものとに分けてみることは、投資収益の全額が預金者へ歸屬するという想定よりも、穩當な接近といふべきであらう。

しかし以上に述べたことは、その額がいかにともあれ、銀行から預金者へ無償で與えられているサービスの存在を肯定しているのであるから、歸屬利子概念の導入そのものを是認しつつ、ただその額の算定についてのみ問題が残されてゐる、ということの意味することにもなる。だが果して、無償サービスの有無は、歸屬利子概念導入の是非とどのように直結するものであらうか。例へば貸付利子九、預金利子二、預金者の受ける無償サービスの價値を三とすれば、預金以外の資金に歸屬する収益、及び預金者以外に對する金融的サービス費用の合計は四、預金者へ實質的に

支拂われたことになる利子は五となり、この場合、歸屬利子三と歸屬サービス三との相殺取引が考えられることになる。しかしながら、これを次のように推論することも可能であろう。いまの例において、銀行が、預金者に與えるサービスの料金を三を、預金者へ請求する代りに借り手へ請求し、その請求額三が貸付利子九の中に含まれているとし、従つて預金者の受取る利子は始めから預金利子の二であり、それ以上の何ものでもないとしよう。そうすれば、無償サービスの存在を是認することは、直ちに歸屬利子の導入と結びつくものではないことになる。それ故に、問題は無償サービスの有無そのものではなく、銀行が預金者へサービスを提供しながら、その對價として料金を徴收しないのは、預金者へ本來渡すべきものを渡さず、事前にその分だけ清算しているためなのか、それとも預金者に代つて借り手が支拂つているためなのか、という二つの想定いずれを選択するかにあるのである。國民所得の計算において、歸屬所得が考慮せられるのは、明白な貨幣支拂がともなわなくとも、實際に財貨及び用役が消費せられている場合で、例えば、個人が自らの所有地もしくは所有家屋を消費用に用いているときの、歸屬地代もしくは歸屬家賃などがそれである。しかしこれらの場合と、銀行が預金者に與える無償サービスの場合とは、根本的な相違がある。すなわち、後者においては前述のように、實際に享受している人以外のものによつて支拂われている、という想定が行われうる余地があるけれども、前者では、いかなる意味においても、誰かが所有者に代つて賃貸料を支拂つていと想定することができないであろう。従つて、既に一般に是認せられている歸屬賃貸料の取扱ひも、歸屬利子概念の導入に對しては、必ずしも充分な根據を與えるものでないといえよう。實際、卸賣商が製造業者に對して無償のサービス、例えば製造機械の無料修理など、を提供したような場合、卸賣商は當然に、その費用を小賣商への卸賣價格に含めて回収するであろう。そのとき、生産者のうける無料サービスの費用を實際の生産者價格に加えた價格による取引と、更にそのいわゆる歸屬サービスに關する受拂ひの存在を、假定的に考えねばならないとする議論は、

いう迄もなく承認せられ難いものであろう。

のみならず歸屬利子を國民所得の中に含める立場は、土地及び家屋の用役と貸付資金の用役、すなわち賃貸料と利子の取扱について、同じ財産所得でありながら、不當に差別をしているようである。賃貸料は、賃貸業に従事する企業と、個人としての所有者とに支拂われる。それは利子が、金融業と個人とに支拂われることと同じである。ところが、賃貸業に従事する企業に支拂われた賃貸料は、それから企業活動に關する物的諸経費が控除され、賃銀及び利潤（配當プラス企業留保）としてのみ計上され、決して賃貸料（地代もしくは家賃）としては取扱われない。もしその不動産会社が、個人からそれらの不動産を借りているとすれば、不動産会社から個人へ支拂われたもののみが、賃貸料として計上されるにすぎないのである。それにもかかわらず何故に、金融業に支拂われた利子が、そのまま利子（貨幣利子及び歸屬利子）として計上され、その他に再び賃銀及び利潤として、二重に計算されねばならないのであろうか。「例えば或る不動産会社が小賣店に敷地を貸すとすると、その小賣店の地代支拂はそれ自體は要素支拂ではない。そうでなく、それは財貨や補充品に對する支拂と同じ性質のものである。その敷地が生じる用役は、不動産産業部門で生産されるもので、小賣商業部門でなされるものではない。この用役についての要素支拂は（法人）利潤として記録され、純地代としてではない。したがつて國民所得の構成部分としての「地代」なる項目は、個人の受取る純地代のみをふくんでいるか、すくなくともそのみをふくむように意圖されているのである。」⁽²⁵⁾ という Shoup の説明において、不動産会社及び不動産産業という語を金融業に、敷地という語を資金に、そして地代もしくは純地代を利子に置き換えることが、何故許されえないのであろうか。地代ばかりでなく、國民所得の構成部分としての財産所得はすべて、個人の受取るもののみを含んでいるか、そのみを含むように意圖されているのである。歸屬利子を計算する方法は、金融業に支拂われる財産所得を、そのような取扱いに對する例外と考へ、そこでは實際に個人の

受取るもののみを含むようではなく、假定的に個人を受取るものをも含むように工夫されているのである。小賣店の不動産会社に對する地代支拂が、財貨に對する支拂と同じであるとするならば、同様に銀行に對する利子支拂が、財貨に對する支拂と同じでないとする理由は何であろうか。不動産会社を、不動産用役の賣買業のように取扱つてよいならば、銀行も又、例えば資金用役の賣買業のように取扱ひ、貸付利子を賣上金、預金利子を仕入代金として考えることが、換言すれば、銀行は預金者から資金用役を買入れ、これを借り手へ轉賣することによつて、その價格差を收得すると想定することが、許されてよいのではなからうか。

25 シャープ、前掲書、一二五—六頁。ただし、傍線は筆者が加えたものである。

更に又、もし假りに歸屬利子の考え方を容認するとしても、銀行から企業としての預金者へ提供されるサービスを、中間生産物の消費従つて費用と解するごとく、個人としての預金者に與えられるサービスをも、同じく費用として、すなわち歸屬利子をもつて、預金者が全利子（預金利子プラス歸屬利子）を獲得するために要した経費と考へるならば、分配分構成による國民所得の計算は、從來のものとは全く異なることになるであらう。⁽²⁶⁾ Fabricant が Antenna に對して、歸屬利子を國民所得に加えることは、純 (net) 所得と總 (gross) 所得とを區別する問題の實際的な解決において、むしろ一步の後退を行うことになるのではないかと批評したのは、⁽²⁷⁾ 正にこの點にかかわるものであつた。Antenna はそれに對し、個人によつて購入された銀行サービスを、個人の營業経費とみなして、「より純なる」國民所得 (a 'netter' national income) を得るといふ考え方には同情するが、しかし、そういう觀點をおし進めるならば、人間資本の置換をも含めた、個人のあらゆる生産費を除去するというところ迄行かねばならず、もしそこ迄徹底しないとすれば、中途において合理的な中止點を確立することには、非常な困難があるだらうから、反對せざるをえないといつてゐる。⁽²⁸⁾ その算定は不可能に近いであらうけれども、労働の再生産費を考慮することは、國民所

得によつて生活水準の問題に接近するための、不可欠な一要件ともいうべきであろう。そのような目的に對しては、現在の國民所得の實際的な規定も、なお一つの便宜的な中間點に他ならない。従つて、歸屬利子を経費としない中間點と、これを経費として控除する中間點とを比較して、Fabricantが前者をば一歩後退ではないかというのに對し、後者を採るならば最終點まで進まねばならないという、換言すれば、前者なら最終點に至らなくとも濟む合理的な中間點なのだという意味の Yntema の主張は、いささか不穩當であるように思われるのである。⁽²⁹⁾

26 ただし産業別構成においては、同じにはならない。既出の假設例において、個人の投資純収益を銀行というグループに含めるならば、第五表(10)のようになる。

27 Studies in Income and Wealth, vol. X, Part I : Comment by S. Fabricant, p. 54.

28 ibid : Reply by Mr. Yntema, p. 79.

29 各國の國民所得統計に關する國連報告書の中でも、歸屬利子の問題を次のように結んでいる。「預金者に對する利子の歸屬について、異なつた見解がとられうることも考えられよう。預金者は、家屋所有者と同様に、企業者の特殊な一形態とみることもできる。そうすると、實際のもしくは歸屬の銀行手数料は、預金者の營業經費として考えられ、その純利子所得は、受取全利子から、實際もしくは歸屬銀行手数料の全支出を差引いたものに等しくなるであろう。もしもこの見解が採られるならば、無料で提供された銀行サービスに關して、利子と手数料を個人に歸屬せしめることは、國民所得の増大を導かないことが明らかである。」(Statistical Office of the U. N. : op. cit., p. 14)

五

しかし、第二節の最初に述べたように、二つの實際的な具體的な理由が、歸屬利子概念を發生せしめたものとすれば、それらの事柄について、何らかの適切な處理を採ることなしには、この新しい概念を國民所得計算の場から排除しえないであろう。すなわち、歸屬利子を考へぬとすれば、産業間において二重計算を避けながら、しかもなお金融

業における附加價值がマイナスになつたり、あるいは支拂われた人件費よりも小となつたりするような、不合理な結果を生ぜしめない何らかの代りの處置が必要である。又、無理な假定を用いることなく、各産業における利子項目の合計が、直ちに全體として個人の受取る利子であるような、代りの計算方法が考案されねばならない。

このことについて、Warburton は一つの提案をなしている。それは、各産業において、企業から直接個人に支拂われたもののみを集計し、他の企業に支拂われたものを一切排除するという方法であり、例えば支拂利子についても、銀行及びその他の金融的企業への支拂と個人への支拂とを分離し、後者のみを所得計算にとり入れるのである。その理由とするところは、銀行及びその他の金融機關は、特定の用役を生産しこれを販賣する企業という意味において、何ら他の事業会社と異なるものではなく、従つて例えばある製造企業が、従業員の作業衣の洗濯を洗濯企業に依頼したとき、その洗濯代金の支拂を、製造企業の純價值生産を得るための加算項目中に入れないように、金融企業への支拂も又、そのように取扱うべきではなからうか、そうすれば、方法的な一貫性も、個人に歸屬する形成における集計も、金融業における不合理な結果の回避も、すべてが一舉に解決されるというわけである。³⁰⁾しかし、Yntema はこの提案に對し、それは技術的に困難であるということと、そのような産業別所得は殆んど有用でないということから、全く拒否せざるをえないといつて³¹⁾いる。Warburton は、企業からの財産所得の支拂を、個人へ向うものと企業へ向うものとに分割する實際の手續き、及びその推定における可能的な誤差が、歸屬利子のような概念を導入しなければならぬ推計方法よりも、より以上に大變なことであらうか、といつて³²⁾いるけれども、Yntema は、事實さういう資料はないし、統計上實質的に不可能であり、もし假りに推定したとしても、それは文字通り想像による以上の何ものでもない、と強調する。しかし、前節にも觸れたように、歸屬利子の實際の額に關する現行の假定は極めて單純であり、これを精密に、實質的に預金に歸屬するものに限定し、しかもそれを個人と企業とに分け、更にその企業分

を産業分類別に推計するとすれば、相當の曖昧さを含む計算とならざるをえない筈である。³²⁾ 確かに、推計上の難易は重要な問題ではあるが、そのことのみから、概念上の明確さを犠牲にすることは、出来るだけ避けねばならないであらう。Warburton は、「ある産業における發生所得 (income originating in an industry) という不合理な概念を、ある産業から出された所得 (income derived from an industry) という概念にとり代える」³³⁾ べきだと主張し、Yntema は、ある産業において發生する所得という把握の仕方こそが、その産業の國民經濟全體における位置及び貢獻に関する基本的な評價方法ではないか、といつて譲らない。問題の焦點は、むしろこの點にあるようである。

30 Studies in Income and Wealth, vol. X, Part I; Comment by C. Warburton, pp. 69—70.

31 ibid.; Reply by Mr. Yntema, pp. 80—81.

なほ Yntema は、貨幣の形式における支拂だけをとり上げるのは不合理ではないかと、Warburton を非難している (p. 81) が、個人に直接支拂われるもののみを集計するという Warburton の提案は、もともと實物による支給及び歸屬賃料などを排除するものではない、と考えてこれを問題外とした。

32 いろいろな種類と形態の預金に對して、歸屬利子を配分するという計算は、結局において恣意的な假定によらざるをえないであらう。殊に我が國のように、個人業主の比較的が多い場合、それに歸屬する金融用役を、營業用と家計用に分割しえないことは、従つてそれをすべて個人に歸屬するものとして取扱ふことは、かなり重要な推計誤差を含むであらう。

33 ibid.; Comment by C. Warburton, p. 70.

國民所得の産業別構成について、Yntema は次のような原則を掲げる。すなわち、それは各産業における純要素使用の價值 (value of net factor use) を示すように、生産要素が使用された産業で測定され、個人がその生産要素に関する貢獻をなした産業で測定されるのではないとする。³⁴⁾ しかしながら、生産要素が使用された産業とは一體何であらうか。例えば、A 企業で支拂つた労働用役が、B 企業もしくは消費者によつて利用される場合、實質的にはその

労働に對する支拂であるところの、A企業に對するB企業もしくは消費者の支拂は、A企業の提供した事業用役の對價として考え、決して賃銀という形式で處理しないのが、國民所得計算の常識であり、Yntema もそのように明言している。⁽³⁵⁾ してみると、生産要素の使用される場所と支拂われる場所とが異なる場合は、もつばら後者によつて考え、必ずしも實質的な意味での使用場所で考へるのではない、ということにならう。不動産の賃貸料がその賃貸を業としてゐる企業へ支拂われた場合にも、同様のことをいひうるであらう。又、ある産業に分類される企業が、他の産業に分類さるべき事業を行つてゐる場合、例えば運輸業以外の企業における自家運送など、通常その産業固有の生産活動と、それ以外の生産活動を分離することは必ずしも可能ではない。結局、所得計算が企業を中心として行われる關係上、生産要素に對する支拂と、それ以外のものに對する支拂とを分割する基準は、他の企業へ支拂われたか否かということになり、國民經濟全體に對するある産業の純貢獻ということも、その産業固有の活動のみに限定されるものではないということにならう。このように考へてくると、企業から企業へ引き渡されるものは、これを一切中間生産物とみなし、かつ又、ある企業が他の産業へ投資することも、その企業の生産活動の一部とみなすというように、徹底的におし進めることも決して不合理でないことがわかる。實際、他の企業から生産物や營業用役を購入する場合と、資金用役を購入する場合とを區別すべき根據は見當らないようである。その企業の純貢獻を算定するために、他の企業からの提供を控除するならば、物的たる⁽³⁶⁾と非物的たる⁽³⁷⁾とを問はず、他の企業に依存している部分はすべて控除さるべきであらう。従つて、たとえ地代・家賃・利子及び配當の名稱の下に支拂われていても、それが他の企業において利益計算の中に導入せられてゐる限り、あるいは他の企業において要素支拂に當てられてゐる限り、中間生産物への支拂であつて、嚴密な意味での要素支拂ではないともいひうる。それ故に、Warburton の見解は、産業全體についてはかなり自明のごとくに見えながら、一産業については少しも自明でなかつたところの、要素支拂あるいは附加價值

の考え方に、一つの精密な反省を促すものと考えられる。換言すれば、金融業における附加價值がマイナスもしくは非常に小さい、というような不合理は、もつばらこの自明ならざる概念にもとづいてるのであつて、歸屬利子というような假定的性格の強い概念を導入する前に、この根本問題を深く追求すべきであつたのではなからうか。

34 Yntema : op cit, pp.29—30.

35 *ibid.*, p.31.

最後に参考までに、既に掲げた假設例による計算をこの方式で試みるならば、各産業において個人へ支拂つたものに、企業留保を加算すればよいのであるから、その結果は第五表の(II)のようになるであろう。これはいう迄もなく、各産業の總收入から、他の産業への支拂と減價償却をマイナスしたものに等しい。従つて、生産所得をいわゆる物的方法で算定する場合にも、總生産額に乗すべき所得率は、サンプルとなつた企業について、その總生産額に對する、總生産額マイナス他の企業への一切の支拂マイナス減價償却プラス財産收入の比率、としなければならぬ。もしも、この計算の分子から、財産所得に關する收入・支出を除くとすれば、當然の結果として、財産收入を主たる所得源とする産業の所得の大部分が、然らざる産業における所得の中に含まれてしまい、國民經濟全體に對する各産業の貢獻は、歪められた形であらわされてしまふであろう。